第4回府中市図書館協議会 会議録

日時:令和元年8月26日(月)午後2時30分~午後4時30分

場所:府中駅北第二庁舎5階会議室

出席:

[委員]

川口 克巳委員、栗原 浩英委員、齊藤 誠一委員、島田 文江委員、 清水 はるな委員、茅原 幸子委員、森田 裕子委員、横山 岳委員、鷲尾 仁委員 「事務局]

五味田文化スポーツ部長、酒井図書館長、平野図書館長補佐、田邉サービス係長、 金崎事務職員、大木事務職員、蓬田事務職員、小野寺事務職員、廣瀬事務職員 [株式会社日本経済研究所]

藤井氏、加茂氏

欠席:岩久保 早苗委員

議事

- 1 開会
- 2 報告事項

第3回府中市図書館協議会会議録について

3 審議事項

答申(案)への意見交換及び方向性の検討

- 4 その他
- (1)次回開催について

資料

資料1 第3回府中市図書館協議会会議録(案)

資料2 図書館の「場」としての機能について

資料3 市立図書館に係る年度経費比較一覧(工事費除く) 人員数追記

資料4 答申(案)骨子

補助資料

- ・諮問に対する論点整理
- ・これからの図書館像

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)
- ・図書館における指定管理者制度の導入等について 2018 年調査 (報告)
- ・公立図書館の任務と目標
- ・「指定管理者制度を検討する視点-よりよい図書館経営のために」(試行版)の 活用について

会議録

1. 開会

【会長】

ただ今から、令和元年度第4回府中市図書館協議会を開催いたします。 まずは出席状況の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、岩久保委員より、欠席とのご連絡をいただいております。 定数 1 0 名中 9 名出席となり、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

【会長】

続いて、傍聴者について、事務局からお願いします。

【事務局】

傍聴者につきましてご報告いたします。8月11日付広報ふちゅう及びHPで、 傍聴希望者のお知らせをいたしましたところ、4名の傍聴希望者がございます。

【会長】

事務局からの報告のとおり、4名の傍聴希望者がいらっしゃるとのことですが、 委員の皆様にお諮りします。傍聴希望者に対し、傍聴を許可してよろしいでしょ うか。

(異議なしの声)

では、異議なしとのことですので、傍聴希望の方の入場を許可いたします。

(傍聴者入場)

では続いて、本日の配布資料について、事務局より確認をお願いします。

【事務局】

本日の配布資料についてですが、事前に郵送しております資料が5点、本日机

上に置いてございます資料は5点となっております。

(配布資料確認)

傍聴の方に申し上げます。資料1の第3回の会議録につきましては、今後公表する資料となること、また、補助資料については、前回ご要望のありました審議の補助資料とさせていただいており、配布しておりませんのでご承知おきください。

2.報告事項

【会長】

続いて、府中市図書館協議会次第(以下、「次第」と言う。)2の報告事項に移ります。前回議事録の確認です。7月26日に開催しました第3回府中市図書館協議会会議録(案)については、事前に事務局から郵送させていただいております。各委員にはご確認の上、修正等の連絡を入れていただいたものを事務局で修正しております。本日、机上には修正版がありますが、この場でさらに何か修正すべき点や、お気付きの点があれば、意見をお願いします。また、事務局から前回協議会での答弁内容について訂正があるとのことですので事務局から説明をしてください。

【事務局】

恐れ入りますが、前回協議会での答弁内容で2か所訂正をお願いします。1点目はお手元の会議録の11ページ上段にございます、インセンティブについてのご質問に対する答弁部分です。「開館以降、この目標が達成されたことはございません。」とお答えいたしましたが、平成20年度から23年度の4年間にわたり貸出冊数の目標値を達成し、インセンティブの支払いをした実績がございましたので、正しくは、の下の下線部のとおり、「開館より4年間はこの目標が達成され対価を支払しておりましたが、近年は目標に到達しておりません。」と修正をさせていただきたく存じます。次に2点目でございます。17ページをご覧ください。司書の有資格者とそうではない方との業務の違いについてのご質問に対して、「要求水準では、司書資格がある職員がこれをやるという縛りはありません。」とお答えいたしましたが、正しくは、の下の下線部分の通り、「要求水準では、図書資料管理業務の中で、資料のデータ作成作業については、専門知識を要する業務と捉え、司書資格者の業務としています。」と修正をさせていただきたくご報告いたします。

また、会議録の公表方法については、本日、この訂正についてご了承いただきましたら、当初の答弁内容の下に了承を得たことを表記した上で、訂正した答弁内容を記載させていただく予定でございます。以上でございます。

【会長】

では、この報告のとおり、訂正内容を了承することでよろしいでしょうか。

(特になし。)

よろしければ、この内容をもって委員名を抜いた形で「第3回府中市図書館協議会会議録(案)」を確定版とし公表いたします。

3.審議事項

【会長】

では審議事項に移ります。「答申(案)への意見交換及び方向性の検討」について、資料2と資料3の説明を事務局からお願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。前回、委員の皆様からご質問いただいた部分で、「場」としての図書館の機能ということで、まとめていただいております。こちらについて、何かご意見ございますか。府中市の図書館は、かなり前から、学習室やYAルームを設置されているということですね。

【委員】

研究個室の利用は、データとして出すほどの利用はないでしょうか。

【事務局】

データはいろいろあります。かなりの利用があると思います。

【委員】

研究個室の見学をしたことがあるのですが、利用したことはまだありません。 どのような感じなのですか。

【事務局】

まず、研究個室というのは、地域資料や府中市所蔵の資料を使って、何か調べものをするという方に対して、お貸しする個室、あるいはグループの研究室です。 平成30年度ですと、研究個室は1,675人の利用がございまして、グループ研究室は58人の利用がありました。年間1,500人を超えて、2,000人にいかないぐらいの研究個室の利用実績があります。

【会長】

実は、その数字の中に私も入っています。4時間使えますので、よく使わせて もらっています。

【委員】

予約をするのですか。

【事務局】

市内に在住、在勤、在学の方は、予約ができます。それ以外の方は、空いていればご利用いただけます。

【会長】

研究個室があると私は助かります。

【委員】

やっぱり、利用される方は多いのではないかと思います。

【会長】

資料3の「市立図書館に係る年度経費比較一覧」の中で、人員の数を追加していただきましたが、これに関して何かございますか。よろしいですか。人員を含めて参考にしていただければと思います。それでは続きまして、資料4の「答申(案)骨子」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。これから、答申(案)をまとめていく必要がありますので、これまでの会議の内容や、府中市立図書館の状況などは、まとめさせていただいております。ただ、皆様は今日、初めて答申(案)を見るという状況になっておりますので、お時間を少しとりますので、お読みいただき、その上で何かご質問、あるいはご意見があれば、お聞きしたいと思っております。第1章に関しては10分程度お読みいただければと思っております。

(第1章を委員確認)

【会長】

よろしいですか。まだ、足りない部分があるかもしれませんが、1章については、このような流れで、答申(案)の中に入れ込んでいくということです。何か

ご意見、あるいはご質問、付け加えたいことはありますか。次回も修正は可能ですが、今日、分かる範囲で、ご意見をいただいておいた方がいいと思っております。

【委員】

2ページの、「2府中市立図書館の取組状況」の「(1)基本方針と役割」の中で、「理念を実現するため、中央図書館は次の4つの機能」と記載があります。センター館としての中枢的な機能の1つに、学校図書館との関連が何かあるのかなと思って読み進めていきました。4ページに、「4学校図書館との連携」というのがありました。どのように計画を立てられているのかと思い、少しお話ししてもよろしいでしょうか。

実は、今日の午前中に、学校図書館の会議に出席しまして、そこで図書館の話がありました。小・中学校の教員、学校施設課の職員、中央図書館の職員も、いらっしゃったと思います。そこで、どんな図書館がいいですか、という内容で、ざっくばらんに意見交換をしました。すると、中央図書館と、もっと関わりたい、連携したい、という意見が出てきたのです。具体的に、どんなことが出たか、ということをお話しますので、今回、盛り込んでいただけるといいかなと思っています。バーコード管理を導入している、小・中学校が一部あるのですが、中央図書館とシステムの連携ができると、本の貸し借りがスムーズになるのではないか、というお話しがありました。現在の団体貸出の方法が、もう少し簡単にできないか、地域調べの本の充実をして欲しい、ということが挙げられたので、こちらの場で、お伝えしようと思ってまいりました。

【会長】

図書館システムと学校図書館システムを連携して、団体貸出を簡単にしたい、もっと、地域調べの本を充実して欲しい、ということですね。これは、私の意見ですが、この協議会の中で、学校との連携についても、きちんと話し合っていくべきだと思っています。ただ、個別の中身を今回の答申(案)に入れられるかどうか、というのは、もう1回、検討させていただいてよろしいでしょうか。システムとして、つながっている方が、有効だと思いますが、予算が関わる内容になります。ただ、協議会の中での、議論の1つとしては、あり得る話だと思っています。そういうまとめ方でよろしいですか。

【委員】

そうですね。

【委員】

5ページの上から7行目、「PFI契約期間は資料購入のための経費を一定し

て確保」と書いてありますので、この点についてもよいと思います。

【会長】

そのような中身でもいいのです。先程も、お話しましたが、付け加えること、こうした方がいいというお話があれば、次回でも修正は可能だと思いますので、もう一度、ご覧いただければと思っております。それでは、第1章の部分は、このような形で、まとめさせていただくことにいたします。

9ページの第2章についてですが、2章の部分が1番大変なところですね。ここをどう書き込んでいくのかということになります。補助資料の「諮問に対する論点整理」にも書き込んでおりますが、これを踏まえながら、第2章の作成をしていきたいと思っております。「諮問に対する論点整理」と、「答申(案)骨子」を見比べながら、見ていただきたいと思います。

まず、第2章の「1公立図書館のあるべき姿」については、図書館法に基づいてということで図書館法、補助資料として、「これからの図書館像」、「公立図書館の任務と目標」がございます。それから、文部科学省から出ております「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」です。こういうものを踏まえながら書き込んでいくことができるかと思っております。当然、資料をそのまま引用するということではなく、構成をして、図書館とはどうあるべきか、ということを書いていきます。

それから、参考になるのが、「諮問に対する論点整理」の2ページの「工日本図書館協会の見解『公立図書館の指定管理者制度について - 2016』2016年」の前段部分です。このような方向で考えている、ということをお伝えしたいと思います。1ページの「1公立図書館のあるべき姿の確認」と、補助資料「公立図書館の任務と目標」を含めて、基本的なことが書かれておりますので、押さえておきたいと思っております。

【委員】

ここでは、府中市立図書館ではなくて、あくまでも、一般論だけに留めるのですね。

【会長】

そうです。一般論です。

【委員】

分かりました。

【会長】

あくまでも一般論です。知る権利の保障なども出てきますので、その点をまとめて、押さえておくべきところは押さえておこうということです。それから、「答申(案)骨子」の9ページの「2府中市立図書館の現状と評価」についても、「諮問に対する論点整理」の中で書いておりまして、府中市の図書館は、この地域では、大変先進的な活動を展開してきており、また、優秀な職員も育ててきたと思いますので、そのような伝統のある図書館であるということを書いていきたいと思います。

府中市には、中央館を含め13館の図書館があります。やはり、これも図書館が目指してきた、その地域内でのネットワークをきちんと構成しているということになります。この点についても1つの評価のポイントとなりますし、身近にある図書館を押さえながら、中央図書館がそれをバックアップするという形になっていることが書けると思っております。

利用状況については、数字的な中身として、押さえられる部分は押さえておこうと思います。利用者数、貸出者数だけを見ていくと、減っているのですが、その辺をきちんと押さえた形で書き込んでいきます。

現状の運営体制になった経過については、PFIを導入する際に、大分議論がされていると思いますが、直営方式を残しているということについて、もう少し詳細に書いておいた方がいいと思います。

アンケート調査結果については、市民の声として、満足度の問題や、運営方式について、分析しておきたいです。この辺りも、「2府中市立図書館の現状と評価」の部分で、書き込んでいく形になると思いますが、いかがでございましょうか。

【委員】

この点については、若干の意見があります。2ページの「2府中市立図書館の取組状況」の「(1)基本方針と役割」の中に、4つの理念が書かれています。その第1番が生涯学習なのです。第2章の「1公立図書館のあるべき姿」の中に入れ込んでもいいのではないかと思います。

府中市生涯学習推進計画では、生涯学習とは学び返しである、ということを高らかにうたっています。生涯学習を進めると、それにより市民が学ぶ、そして学んだ結果を社会に還元する、ということなのです。そういう効果があるのだと府中市では捉えています。府中市だけではないと思いますが、特に、府中市の場合は、この生涯学習推進計画で、高らかに学び返しをうたっていますから、これは

十分強調した方がいいのではないかと思いました。これは、後々、いろいろな点に影響してまいります。効率性も大事ですが、生涯学習はそもそも社会に還元されるものですから、目に見えない経済効果が元々あると思います。

【会長】

分かりました。その通りです。

【委員】

そこを重視する必要がある、ということを言いたいので、その頭出しとして、 学び返しについてのことを、盛り込んだ方がいいと思います。

【会長】

はい。重要なところですね。

【委員】

文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中の「地域の課題に対応したサービス」のところでも、対象として児童・青少年の他に、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等と記載されていますので、様々の状況の人を意識した図書館であって欲しいなと思いました。

前回、配布された、第4期府中市子ども読書活動推進計画の冊子を見ると、子どもたちの為に、いろいろな部署の人が協力して、読書を進めていることが分かります。障害者や外国人に対しても、同じような取組みをしていただけたらいいと思います。府中市子ども読書活動推進委員会のメンバーには、市の部署の方もいれば、図書館の方もいれば、学校の方もいると思うので、とてもうらやましいなと思いました。

【委員】

府中市の図書館は、それなりに評価が高かったという中で、なぜ、現在のPFI方式にしたのか、市としてどういう判断だったのか、というところを、もう少し分かりやすく、適当な言葉で入れていただきたいなという気がします。

【会長】

それについては、私も全く調べていないので、何も言えないのですが、気になります。

【委員】

比較的、府中市はPFI方式の導入が、早かったと思います。他市では、再び 直営方式に変更した図書館もあるわけです。だから、もう少し分かりやすい経緯 や、分析を知りたいと思いました。というのは、一時、事業仕分けが流行った時期に、府中市も事業仕分けを行いましたよね。その時代の流れの中で、比較的、 府中市は早めに、いろいろなことを採用しているとは思うのですが、その後の検証や効果についてが、いまひとつ分からないです。

【会長】

そうですね。少し方向性が違うかもしれないので、この「答申(案)」の中に載せるかどうか分からないですが、私は、やはり点検、評価というものをきちんとやるべきだと思っています。図書館は、図書館独自の点検、評価を行う中で、毎年検証していくことも必要なのではないかと思っています。それと同時に、PFI方式になった経過ですね。情報があるのかどうかを、調べていないのですが、この点は頭に入れながら考えてみます。

【委員】

文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中の、「第二公立図書館」に「基本的運用方針及び事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする」とあります。府中市の運用方針は、どうなっているのだろうと思い、インターネットで検索したら、平成17年の中央図書館運営方針は出てきたのですが、それ以降のものが検索できませんでした。私の検索能力が低かったからなのか、平成17年以降は策定していないのか、気になりました。調布市や三鷹市では、平成31年の事業計画が出てきました。

【事務局】

平成17年の運営方針では、今回この資料の第1章の方に出てきている内容になっていると思いますが、その後、特段の個別の運営計画の方針というのは策定しておりません。ですが、市の中に、いろいろな計画、いろいろなジャンルがありまして、その一番上といいますか、まとまっているのは総合計画です。その中には、図書館のことについては、きちんと出ておりますので、ある意味、そういったものが計画の方向性という形になっています。それぞれについては、市の中の内部評価にはなりますが、毎年、事業ごとの評価や、もう少し高めた形の、施策の評価という形で行っております。これも全部、毎年、市のホームページで公表している状況でございます。

【会長】

私としては、図書館は、図書館自体の点検評価というのがあってもいいのだろうとは思います。運営方針に関しても、一度全部見直して、外部評価を行うなど、 改善していく必要があると思います。

【委員】

インターネットで検索したら、直ぐに出てくるような形で公表されているといいと思います。

【会長】

第2章の「3中央図書館の運営に対する評価」についてですが、今、10年以上経過したPFI方式のメリット・デメリットを、もう一度整理をしておく必要性があると思います。論点整理の方で、項目として記載しておきました。

図書費の安定的な確保、複合施設として建物の一体管理、職員の効果的な業務分担が、メリットとなっていると思います。ただ、15年契約してしまうと、新しい事業に取り組むということが、なかなか、やりづらい点もあると思いますので、今までの10年間の評価をやっておいてもいいのではないかと思います。

運営上の業務分担については、民間に全部委託するのではなく、基本となる部分に関しては、直営が運営しているということですね。これについての評価もしておきたいと思っていました。自治体が責任を持った意思決定に、関わることができ、長期的な視点に立った図書館ビジョンを構想できる。

図書館は個人のプライバシーに大きく関わる業務であるので、個人情報保護の 観点からも、守秘義務を責任ある体制で維持できています。また、議会がござい ますので、議会に、図書館の職員がきちんと関わることが、大変重要だと思って います。

選書や除籍も大切です。選書だけではなく、やはり、除籍に関しても、市が責任を持った対応をしていくべきです。この辺りに関しては、民間業者に委託したことにより、いろいろなトラブルが起きている事例もあります。府中市の場合は、市が責任を持って行っているので、評価できる点だと思います。それから、委託業者をきちんとモニタリングできるということと、ワーキングプアに対する管理です。

今後、ICT化を含む将来構想についても、責任ある方向性が出せると思いますし、そういう将来構想に、市の職員がきちんと関わり、そういうことに関われる人材を確保していく、ということも必要なのだろうと思っています。

今、自治体に入ってくる若い職員は、大変優秀な人が多いので、そういう人を育ていく、あるいは、司書の資格を持っている人をきちんと育てていって、その街の宝物になるような人を育てる、というのも市であればできると思います。民間の場合には、人事異動が頻繁なので、人を育てていくことが難しいところがあ

ると思います。人材育成を市が直接やっている、そのメリットというのはあるかと思います。

普通、PFI方式でやると、全ての業務を丸投げしてしまうところが、大変多いのですが、府中市の場合には、基幹業務のところに関しては、直営でやりながら、民間の会社と、うまくコラボレーションしているという点が見受けられています。

契約期間においては、指定管理者等は、5年という、大変短いスパンの指定ということになります。5年経つと業者が代わるということも出てきますが、今の PFI方式は15年の長いスパンで業務運営できるというメリットはあるかと 思っております。こういうことを踏まえながら、中央図書館の運営に対する評価を作成していきたいと思っている状況です。中央図書館の運営に対する評価の部分はいかがでしょうか。

【委員】

最近、市民協働というのがすごく言われています。ボランティアの育成も、しっかり市でやっていただいていると思うので、そういうことは、やっぱり引き続きお願いしたいです。

【会長】

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中にも、ボランティアについての話は出てきますね。

【委員】

お話を聞いた中で、言葉の定義を確認したいところが、3つ程、あります。1つ目は、除籍等を市が責任を持つ、というのは市がフォローしているということですか。

【会長】

はい。まず、図書館の場合には、不要になった資料を、開架書架から抜くという作業があります。これを「除架」といいます。除架した資料は、閉架書庫に入れることになります。さらに、閉架書庫から、必要ではないと判断した資料を抜き出して、蔵書から抜く、これが「除籍」になります。除籍した資料は、リサイクルに出したり、廃棄になったりします。除籍をする時にも、やはり、選書と同じ能力が必要だと思っています。この資料を除籍していいのかどうか、という判断も、選書と同じように必要になると思います。

【委員】

よく分かりました。2つ目は、直営方式ならば、ワーキングプアへの対応ができる、というところが、どういうことなのだろうと思いました。

【会長】

市、つまり、公の機関が、きちんと労働者のことを考えてくれているので、ワーキングプアのようなことが、起きにくいだろうと思います。民間業者だと、利益を得るために、人件費を削るということもあるのですが、その辺りの歯止めがきくのだろうと思います。

【委員】

ありがとうございました。3つ目は、期間があいて、忘れてしまったのですが、 指定管理者制度というのはどのようなものですか。

【会長】

公の機関に関しては、地方分権一括法の改正のときに、指定管理者制度という 手法をとれるようになりました。それまでは、館長や管理部門に関しては、直営 で運営しなければいけなかったのですが、改正後は、館長も含めて、民間業者に 委託できるようになりました。民間業者を指定することができて、業務を全部任 せることができる制度ができております。

大体のところ、指定管理の契約期間は3年や5年なのです。5年のところが多いかもしれません。5年経つと、もう一度見直しをして、違う民間業者になる可能性もあります。そうすると、今までやってきたものが、そこの段階からまた違う業者に代わっていくというようなことも起きてきます。図書館の場合には、長期的な視点で、いろいろなことを見ていかなければいけないときに、5年のスパンで、細切れになっていってしまう、という意味合いです。

【委員】

分かりました。

【委員】

PFIの期間が、長期間になることのデメリットについてなのですが、去年の府中市立図書館サービス検討会議の内容に、PFIで契約していると、例えば、書棚の位置を動かすとか、新刊本の展示方法を変えるなど、変更がしにくくなる、というような回答を、図書館側がされていたので、そのようなデメリットもあるのでしょうか。資料費の予算が15年確保されるのは、とてもすばらしいことで、長期契約はメリットしかないのかなと思っていました。デメリットについても、もう少し考えた方がいいのだなと思いました。

【事務局】

PFIの15年間の契約の中で、いろいろなことが決まっております。その契約に無いことについては、全て新たな費用が発生する、ということがデメリットということす。

【委員】

はい、分かりました。そうなのですね。

【会長】

民間業者が入っていると、管理は民間業者なので、市がそれに対して、どこまで指示や依頼を出せるのか。働いている人に、直接言えないので、責任者に言わなければ変えられないとか、そういう問題はあるということです。

【会長】

「答申(案)骨子」の「4地区図書館の運営に対する評価」についてですが、多摩地域の中で、12館の地区図書館があるということは、評価できる点だと思います。ただ、職員体制の問題としては、やはり、嘱託職員、あるいは臨時職員だけで対応しているところもございますので、この辺りの身分保障の問題は、大変重要な部分だと思っています。非常勤職員の方々が大変育ってきているということは確かだと思いますが、正規職員がいないという問題は、大きいと思いますし、非常勤職員の身分保障の問題は、もう少し、きちんと考えていかなければいけないのではないかと思います。

地区館の運営に関しては、いかがでしょうか。「諮問に対する論点整理」の下部に、 印で記載させていただきました。地区図書館の運営については、現在直営方式で行っていますが、今回、指定管理者制度を含めた運営方式も検討する必要性がある、ということで諮問を受けております。ただ、今見ている限り、現状との比較の中では、市が責任を持った対応をしている点や、地域を知る図書館員が育ってきているということです。

長期的な視点を含めた、コスト面については、指定管理者にした場合には、全体に費用がかかってくるという話もありました。その辺りを踏まえて考えていくと、今の直営方式を維持していくのが、望ましいのではないかなと思っています。皆様いかがでしょうか。中身を決めていく必要があるので、皆様の意見を聞きながら、対応していきたいと思っています。

「5運営に対するコスト評価」についてですが、こちらに関しては、以前にも、 委員からコストの問題についてのご意見をいただいておりましたので、コスト的 な評価が必要です。特に中央館の場合には、PFI方式によるVFM(Value for Money/従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合)に対する評価や、図書購入費がきちんと確保されていることなどに対する評価というのは出てくるかと思います。地区館についても、指定管理者にした場合との比較検討が、どこまでできるか分かりませんが、コストに関しての書き込みも必要だと思いますので記載させていただきました。

【委員】

費用については、高コストの面が出てくると思いますが、今までのお話を聞くと、コスト以上のことを、地域に対して貢献しているだろうと思います。マイナスな書き方ではなく、コストはこれだけかかるが、とても地域に貢献しているという言い方ができるといいです。

【会長】

コストはかかっているけれども、その分、きちんと地域貢献がされているのだ、 図書館は役に立っているのだ、という話ですね。

【委員】

今、お話があった通りだと私も思います。地区図書館は、これまで直営でした。 しかし、第2次府中市公共施設マネジメント推進プランでは、指定管理者制度の 導入の可否、についての検討が言われるようになりました。そもそも、国の方針 の中でも、公の施設のコスト削減、効率化については、言われていると思います。

【会長】

国が提言している効率化とは、指定管理者制度の効果を期待しなさい、ということだと思います。公の機関に関しては、指定管理者制度を導入できるということになっているのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、図書館に指定管理者制度が馴染むのかどうかということは、考えなければいけない話だと思っております。「諮問に対する論点整理」の5のところで、図書館における指定管理者制度の問題点を挙げておきました。よく、指定管理者制度にすれば、コスト削減になるといいますが、実際に、本当に、そうなのかどうか。それから、身分保障についてです。私の教え子もそうなのですが、非常に安い賃金で、働かされているということも出てきていると思います。

公営図書館運営上の、主体的な責任ある意思決定を、本当にきちんとできるのか。やはり、市との主従関係の中で、指定管理者の館長は、動いていますので、館長は相当厳しい状況の中で、運営を強いられるという状況になっています。

要求水準、提案水準というのがあるのですが、その要求水準、あるいは提案水

準以上の業務が、どこまで可能なのか、という部分は、気になります。当然、指定されていますので、そのときの仕様を守っていけばいいので、要求水準、指定水準を維持していくところに、留まる可能性はあると思います。

選書、除籍に関しての責任が明確ではないこと。これは実際問題としては、民間業者の中で、普通では考えられないようなことが、起きている場合があります。 選書や除籍を含め、民間業者に預けていいのかどうか、という問題があると思います。

私は、図書館があることの、大変大きな還元材料としては、地域を知っている 図書館員がいる、ということだと思っています。その図書館に行くと、地域のい ろいろなことが分かっていくような、そういう人を育てていく土台というものが、 指定管理者の中には、なかなか無いのではないかと思います。特に、5年スパン でやっていく中では、人は育たないと思っております。そういう意味で、やはり、 指定管理者制度というものは、図書館に関しては、馴染まないのではないかと思 っています。

続いて、「6運営方法の比較検討」についてですが、文部科学省の見解、日本図書館協会の見解、それから、民間活力導入による市民サービスの向上と業務の効率化、コスト削減に対する議論、というのも出てきておりますので、こういうものを、うまく比較検討していきたいと思います。長期的な視点に立った運営が、可能かどうか、また、地域を知る人材を育成できるのか、という視点でも運営方法の比較を検討していきたいと思います。

モニタリングの問題と評価については、評価をきちんとしていく、ということを提案していきたいと思い、ここに項目としては、あげています。運営方法に関しては、いかがでございますか。

【委員】

地区館の位置付けについてですが、各地区館が、それぞれ、その地域に合った活動をしているというのは、よく分かります。例えば、児童席がある図書館と、ない図書館とありますよね。地区の12館全てに共通させること、逆に、各地域の特性を出したりすることに関して、中央館は、どこまで管理しているのですか。地区館の嘱託職員が決めている範囲が、どれ位なのかが分からないです。地区館を利用している人は、他の地区館を見ていないので、自分が利用している図書館に、児童席が無くても、気付いていない、という状態が結構多いと思います。地区館の位置付けや役割について、地区館のいい所を活かしながら、考えて欲しいなと思いました。

【事務局】

各地区館は、それぞれ設置した年代も違いますし、面積も違います。ただ、例えば児童のコーナーはどこの地区館にもあり、1番規模の小さい押立にもあります。その地区館の面積によって、1番有効に、使いやすいような形でレイアウトができていると思います。そこで働いている職員たちは、レイアウトについても、よく分かっていますので、意見があれば、私共が直接、現場を見に行って、変更できるかどうか、を検討していく形で運営している状況です。

【会長】

指定管理者にした方が、柔軟に対応できるのか、直営の方が柔軟に対応できるのか、というようなことが1つあると思います。もう1つは、何回も言って恐縮ですが、評価するような仕組みの中で、全体を見てみて、各図書館の格差を是正できるのではないかという気がします。

【委員】

評価以前の問題として、中央図書館の役割、つまり、人材の育成や専門性の育成を強化していき、それを地区館に、全部反映していく仕組みを作っていけばいいのではないかと思います。それは、地区館だけに限らず、他機関にも関係するし、学校との連携にも関わると思います。やっぱり、そのことに専念できる人、というのはとても必要だと思います。だから、そういう人を育てて欲しいと思います。

【会長】

つまり、核になる部分が、きちんとしていることが重要だということですね。

【委員】

やっぱり、専門性や長期にわたって、図書館に従事できるような仕組みが必要ですね。

【会長】

これから、内容をまとめるときに、今後の中央館と地区館の方向性について、 どういう視点で書くかということも含めて、ある程度、合意を得ておきたいと思 っています。

地区館の方向性については、現在、市での直営で運営をしておりますので、この直営を踏まえながら、指定管理者にすると、こういう問題もあるので、基本は、現状の直営を維持していくような論点で、書かせていただいて、見ていただくことにしたいと思いますが、その方向性でよろしいでしょうか。当然ながら、指定管理者のメリット、デメリットというのも出てくると思いますが、府中市図書館

協議会としては、直営を基本としながら書き込んでいくということで、ご了解い ただいてもいいでしょうか。

中央館についてですが、今までの議論の中では、民間活力を導入しながら、直営の部分を残して事業展開している今の方式か、直営に直して、直営方式にするか、このどちらかが、この協議会の総意になるのかなというところですね。

【委員】

資料3の経費の部分について、見慣れないので、少し説明していただいてもいいですか。

【事務局】

3回目の会議のときに、今回お渡ししております資料で、職員数が抜かれたもので、数字のご説明はさせていただいております。そのときに、委員の方から、資料の中に、職員数が入っている方が分かりやすい、というお言葉がありましたので、今回、改めて入れさせていただいたというものでございます。

(事務局から説明)

【会長】

ありがとうございました。このような経過があるということですね。地区館は正規職員がいなくなったので、ここの問題はあると思います。いかがですか。中央図書館について、直営に直すという方向というのが、皆様の意見としてあるのか、ないのか。

【委員】

直営に直す、直さないではなくて、直営に直したときに、今のサービスが維持されるのかどうか、を考える必要があると思います。遅くまで開館できるようになったというのは、すごくメリットだと思います。ただ、直営にすると、公務員ですから、夜遅くまでの開館が、多分対応できなくなるわけです。サービス低下になってしまうと思います。開館時間は維持したいけれども、直営にしたい、というようなことはあると思います。

【会長】

図書館に関わっている者としては、やっぱり図書館は、直営が望ましいと思いますが、今、府中市がたどり着いている地点から、直営にしたときに、今のサービス水準を維持できるのかどうかということは、本当に、委員のおっしゃる通りだと思います。それを踏まえると、民間に全て任せるという方式ではなくて、直営を残しながら、民間業者に業務分担するという方法を中心に、書き込んでいく

ことが、現状では1番適切な方法だと思います。

【委員】

夜10時まで開館というのは是非続けていただきたいです。府中のメリットです。他からうらやましがられます。補助資料の「図書館における指定管理者制度の導入等について2018年調査(報告)」の2ページの表2で、指定管理者を利用している図書館の数が書いてあるのですが、自治体数の割合でいうと、特別区は65パーセントで、政令市は20市中、9市で45パーセント、市は770市中、157市で21パーセント、町村が932町村中、60町村で6パーセントです。小さい自治体のほうが、使っているところが少ないのですね。これは、指定管理者に参入のメリットがないから、参入してくれていないという見方になりますか。

【会長】

私の経験上で言うと、小さい自治体は、指定管理者にした場合の方が、費用がかかってしまうところは出てきていると思います。全国的な図書館の数でいうと、全国で地区館を含めると、約3,200ありますので、その内の551ということで約17パーセントの導入率ということですね。小さい自治体もコスト計算をして、現在雇用している職員をどうするのか、という問題を考えたとき、指定管理者を入れるメリットが出てこない、というところは聞いたことがあります。

【委員】

中央図書館と、特に地区図書館を、指定管理者にするか、直営か、というところで、皆さんのご意見を聞くという形で、進んでいるかと思います。まず、地区図書館は、そこを利用される年齢層の見たときに、中央図書館とは、違いがあるなと思います。

地区図書館は、どちらかというと、子供たちや、主婦の方、ご年輩の方のご利用が多いと思います。中央図書館は、夜10時まで開館しているところが、とてもメリットであるという話をされていましたが、地区図書館も、夜10時まで開館する必要があるのか、と考えると、利用者の年齢層を見ると、それは必要ないのではないかと思います。

逆に、地区図書館の利用者の満足度を考えたときに、資料4の「答申(案)骨子」の7ページのグラフを見ると、職員の対応への満足度という視点で書いてあり、中央図書館も地区図書館も、「満足」「やや満足」を合わせると、約90パーセントの利用者は「満足」という結果がでています。ただ、「満足」というとこるで比較したときには、地区図書館は68から70パーセントの利用者が「満足」しています。しかし、中央図書館の方は約60パーセントで、10パーセントぐらい差があります。

今、地区図書館は、嘱託職員の方を入れての直営という形で、中央図書館は、 PFIという形ですが、やっぱり、直営の方ほうが満足度が高いです。そういう 面でいうと、開館時間のことだけで、考えてしまうのは疑問があると思います。 やっぱり、今の直営でやっていただいた方が、満足度が高いと思います。

地区図書館の職員数についてですが、今は、正規職員0人で、嘱託員11人、臨時職員73人という人数ですね。もし、指定管理者になり、さらに、経費を減らすということになったら、人件費を削ることになる可能性が高いですね。現在の人数から、さらに職員が減らされるということは、非常にサービスの低下が考えられ、懸念されるところです。

地区図書館については、今の状況を維持していただくのがいいと思いますし、中央図書館については、時間外のサービスを考えると、やはり、今の形を直営に戻すのではなくて、今のPFI方式を、維持していただいても、いいのではないかなと思います。

【会長】

分かりやすいご説明をいただきました。ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。

【委員】

中央館についても、やはり、指定管理者は馴染まない、ということを十分に、説明する必要はあると思います。それから、ルミエール府中全体として、現在、PFIをやっているので、市民会館と共同歩調がとれるなら、また15年、PFIをやってもいいと思います。PFIが難しい場合は、直営しかないのかなと思います。ルミエール府中全体の運営方式は、私たちだけの意見では、決まらないわけですから、選択肢としては、こういう形がありますよ、と示す感じになると思います。

【会長】

今、おっしゃったように、当然、ルミエール府中の管理の問題も関係してきますね。その中で、図書館として、どういう運営の仕方をとるのか、ということを、 一定の形でまとめたいと思います。

【委員】

そうですね。その点からすると、この15年間、非常にすばらしい成果を現に上げているので、できれば、PFIが望ましいと言えるかもしれません。

【会長】

長期的な視点で、運営や管理を考えられる、ということも含め、PFIをやるというのは、1つの方法としてはあるということですね。その場合には、民間と直営がコラボレーションして、業務分担をして、行うという方式ですね。

【委員】

はい。

【委員】

図書館としてのサービスの中身を、どういうふうに考えるかですね。夜10時まで開館というのは、貸出や返却のサービスに限っての話になるので、例えば、公立図書館としての在り方を考えたとき、レファレンスサービスや、情報に関するサービスなど、いろいろなことが出てくると思います。そこを強化するときに、どういう人材が必要か、と考えることが大切だと思います。図書館に来る大人の人たちは、大体、自ら進んでやってくる人が多いので、放っておいてくれ、という場合もあると思うのですが、やっぱり、きちんと将来の図書館のサービス内容を考えていく必要があると思います。

【会長】

地域のことが分かっている司書を、きちんと確保した上での運営ということですよね。そこを直営で、しっかりと育てていただけると1番いいかなと思います。 他のサービスなども含めて考えると、やはり、今の方式になるのですかね。

【委員】

今も、夜10時まで、市の職員の方もいらっしゃるのでしょうか。遅い時間に 連絡が取れるというのは、残業をしてくださっているということですか。

【事務局】

夜間当番の場合、カウンター業務は19時までです。通常、職員は17時15 分までの勤務でございますが、レファレンス等が入れば、速やかに回答する、という体制をとっておりますので、その日に残ることも多々あります。

【委員】

残業をしていらっしゃったのですね。

【委員】

委託業者の方で、企画を立てるイベントもあるということも聞いておりますので、民間と直営、両方のいいところ取りというのが、できればいいのではなかと

思います。

【委員】

今の運営の状態がすごく悪くて、現状を変えていかなくてはいけない、という話合いだったら、今の方式を変えていかなければとなります。しかし、資料を見た感じでも、アンケートの結果を見ても、たくさんの方が満足している状態を、あえて変えなくてもいいのではないかと思います。今の方式を続けていき、何か問題があったら変えていく、という形にしてもいいのではないかと思いました。

【会長】

ありがとうございました。とりあえず、今回のところでは、現在の運営方式を 踏襲しながら、民間活力を活用し、直営の部分をきちんと残していくような形の 運営方法、という視点で記述をしていきたいと思います。

当然、PFIにするかどうかという問題、また、別の問題が出てくると思います。その場合でも、やはり、今の、民間と直営が一緒になった形での対応がいい、というご意見も出てきておりますので、双方向でまとめて、書き込んでいって、次回、皆様に見ていただいて、ご意見をいただく、という形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

中央図書館に関して言えば、直営と民間がコラボレーションしながら対応する。 それから、地区館に関しては、今の直営の体制を維持した形で、かつ、指定管理 者にした場合は、デメリットもある、という含みは書いていく方向で、まとめさ せていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。これで、本日の審議事項 に関しましては、以上になります。それでは、次第4「その他」で、次回の開催 について事務局の方からお願いします。

4 . その他

(1) 次回開催について

【事務局】

次回開催につきましては、9月18日(水)午前9時30分からとさせていただきます。場所は本日と同じく、府中駅北第二庁舎5階の会議室となります。開催通知や資料につきましては別途送付させていただきます。また、本日の会議録についてですが、この後、作成に入り、次回の会議までには皆様にお送りいたしますのでご確認いただけますようよろしくお願いいたします。

【会長】

皆様の方で、他に何かありますか。

【委員】

会議の内容とは全然関係ないことなのですが、大学として、協議会に呼ばれて来ている身として、お聞きしたいのですが、高校や大学との連携については、何かされていますか。大学には専門書がありますので、何かご要望などがあれば、受けておきたいなと思うのですが。

【事務局】

大学との連携についてですが、東京農工大学の図書館を、市民が直接利用させていただけるように協定を結んでおります。また、大学の方も府中市の図書館を利用できるようになっています。利用方法としては、中央図書館で、東京農工大学の利用カードを、市民へ貸出します。大学へ利用カードを持参すると、その場で資料の貸出しをさせていただけるような仕組みにしていただいております。

【委員】

何か足りないことがありましたら、お知らせください。大学の学生が、府中市の図書館を利用していることは知っていますので、本当にありがたいなと思っております。

【委員】

大学の開館時間は何時までですか。

【委員】

大学は、夏休み以外は、午後9時ぐらいまで開館していると思います。お互い に、使えるところを使えるようになればと思っています。

【会長】

そうですね。大学には専門書がありますので、大学との連携は、意外と有効か もしれないと思います。

【委員】

中央図書館に所蔵のない資料で、農工大学図書館に所蔵があった場合、中央図書館を通して、取寄せることが可能なのですか。

【事務局】

はい、取寄せも可能です。元々、大学と図書館はそのようなやり取りを行っております。例えば、東京外国語大学の図書館の資料を、市民の方がお借りしたいという場合には、府中市が東京外国語大学の図書館から資料を借りて、お渡しするという流れになっています。東京農工大学の図書館は、市民の方が直接行って、

資料を借りられるような仕組みになっています。

【委員】

東京農工大学の図書館の資料を、府中市の図書館へ、お貸しすることはありますか。

【事務局】

今現在、東京農工大学とのやりとりは、市民の方が直接利用できるようになりましたので、図書館と大学の間での、貸借の実績は今のところないです。

【委員】

どれくらいの利用がありますか。

【事務局】

はい。次回お示しできればと思います。

【会長】

それでは、令和元年度第4回府中市図書館協議会を終了させていただきます。 お疲れ様でした。ありがとうございました。